役員退任慰労金規程

昭和６２年　２月２３日理事会決定
平成　４年　７月　８日一部変更
平成１４年１０月２５日一部変更

第１条　社団法人日本薬剤師会の役員が退任したときに、当該役員又はその遺族に対して贈呈する役員退任慰労金は、本規程の定めるところによる。

第２条　役員退任慰労金は本規程に基づき算出し、理事会に報告し承認を得るものとする。ただし止むを得ず急を要する場合に限り、本規程に基づく額の範囲内で、会長が決定することができる。

第３条　役員退任慰労金の算出方法は次の通りとする。
「基本額×在任期間年数×役員別係数」
２　基本額は３０，０００円とする。
３　役員別係数は次の通りとする。

会　長	１０	常務理事	４
副会長	６	理　事	１
専務理事	１０	監　事	２

４　在任期間に一年未満の端数がある場合には在任月数で計算する。
５　役員が任期満了し、引続き役員に就任したときは、継続在任期間とする。
６　役員退任慰労金が小額の場合は記念品に代えることができる。

第４条　在任中特に功労のあった者及び継続在任５期（１０年）以上の者については、前条の退任慰労金に加えて、会長が副会長の意見を聞き功労金を支給することができる。ただし、功労金の支給額は、当該功労者に支給する退任慰労金の総額の１００分の５０を超えてはならない。

第５条　本規程は理事会の承認を経て変更することができる。

附　則
本規程は昭和６２年２月２３日から施行する。
附　則
本規程は平成４年７月８日から施行する。
附　則
１．本規程は平成１５年４月１日から施行する。
２．本規程施行前から引き続き選任されている役員の退任慰労金の計算は、平成１５年３月３１日までの分については改正前の規定を適用する。